

アメリカ刑事法の調査研究 (175)

米 国 刑 事 法 研 究 会
(代表 堤 和 通)*

Andrus v. Texas, 590 U.S. ___, 140 S.Ct. 1875 (2020)

山 田 峻 悠**

被告人に死刑が量刑されたが、公判の弁護人が被告人の成育歴等について十分な調査を行っていなかったために減軽事由に関する証拠を提出できていなかったという事案において、効果的な弁護を受ける権利の侵害を認めるために必要な *Strickland* の基準を充たさないとした下級裁判所の判断は、防御上の不利益の基準につき適切に検討を行っていないとして事件を破棄・差し戻した事例。

《事実の概要・訴訟の経緯》

申請人である Andrus は、薬物の影響下にある中でカージャックを試み、その実行中に2名の被害者を殺害したことで、法定刑に死刑の定めのある謀殺の罪で訴追された。罪責の有無の認定手続において Andrus の弁護人は量刑段階で争うつもりがあることを強調し、弁論を簡潔に済ませるのみであった。陪審は Andrus を法定刑に死刑の定めのある謀殺の罪で有罪とした。

* 所員・中央大学総合政策学部教授

** 嘱託研究所員・中京大学法学部講師

量刑段階において政府側は、Andrus が少年矯正施設に収監されている間や本件公判を待つ間に、職員に対して暴行を行い、排泄物を投げつける等の攻撃的なふるまいをしていたこと、Andrus が加重強盗に関与した疑いがあること、等の加重事由に関する証拠を提出した。弁護人はこれら州側の証拠に異議を申し立てず、州側の証人に簡潔に反対尋問を行うのみであった。

減軽事由に関する主張を行うに当たって弁護人はまず Andrus の母親の証人尋問を取調べ請求した。Andrus の母親の証言によれば、Andrus は卓越した家庭環境で育ったことになる。2 人目の証人として実の父親が召喚されたが、彼は Andrus と 6 年以上会っておらず、一緒に住んでいた 1 年の間、良好な関係にあったという証言を行った。

その後、Andrus の弁護人は、弁護側の証拠提出をこれで終え、他に証人を呼ぶ意図がないことを裁判所に伝えたが、裁判官がその選択について問いただすと、弁護人は考えを改め、追加の証人について取調べ請求することにした。休廷ののち、弁護人は専門家証人を取調べ請求したが、主尋問は思春期の脳発達への薬物使用の影響に関する一般論に焦点を置くものであった。弁護人はさらに Andrus を担当していた収容施設のカウンセラーの証人尋問を請求し、同人は Andrus が過去 2 か月において悔悛の念を抱きはじめていた旨を証言したが、反対尋問において州側は Andrus の悔悛の念は、公判が開始された最近になって表れたにすぎないという点を強調した。

最後に、Andrus 自身が証人として、母親の証言とは対照的な証言を行った。Andrus によれば、母親は自身の幼少期に薬物の販売を始め、家では兄弟だけのことが多く、15歳の頃に薬物を常用するようになった、という。この尋問の公判調書は 4 ページにわたっている。陪審は Andrus に死刑の量刑を行った。

通常上訴が退けられた後、Andrus は州の人身保護令状の発給を申請し、公判の弁護人は減軽事由に関する証拠を調査し提出しなかった点で効果的な弁護活動を行っていなかったという主張を行った。証拠聴聞において

Andrus は、減輕事由に関する圧倒的な証拠を提出した。

申立てによると、以下のような事実が認められる。すなわち、Andrus は5人兄弟の2番目の子供であり、治安の極めて悪い地域で生まれ、自宅に父親はおらず、母親の交際相手が絶えず入れ替わりにいるような家庭環境で育った。そのうちの1人はAndrusの妹を強姦し、又、母親に暴力をふるう者もいて、全員が薬物依存で、犯罪歴があった。Andrusの母親は、Andrusの幼少期に薬物の売買と売春をはじめ、自宅で薬物の販売を行うこともあり、又、薬物を習慣的に使用し、薬物で高揚状態にあることがしばしばで、子供たちは育児放棄されていた。Andrusは、母親の代わりに、4人の兄弟の世話をしていたが、10歳の頃には精神衛生上の問題を抱えるようになった。16歳の時、Andrusは、友人が強盗を行っている間見張りを行ったことで、テキサス州の少年矯正施設への送致処分に付された。矯正施設入院の間、Andrusは、重い副作用がある向精神薬を大量に処方され、多くの場合に、悪行を支持する声が聞こえることの報告のような違反行為を理由に、長期間にわたり一人居室で過ごしている。Andrusに関する矯正施設の記録によれば、Andrusは自傷行為を複数回行っており、自殺の虞を示していた。矯正施設での18か月の収容の後、Andrusは成人の刑務所に移送された。18歳になり刑務所から釈放されて間もなく、Andrusは本件カージャック事件を引き起こしている。未決拘禁中、Andrusは自殺を試みている。

テキサス州の公判裁判所は、Andrusの弁護人はAndrusが子供時代に虐待を受け、育児放棄されていたという減輕事由に関する証拠を調査し、提出しなかった点で効果的な弁護活動を提供していなかったとし、人身保護令状の発給申請は認められるという結論を下した。

テキサス州 Court of Criminal Appeals (以下、CCAと表記する一評者)は、人身保護の令状発給申請を認容する公判裁判所の勧告を退けた。同裁判所は、「Andrusは、弁護人の弁護活動が、弁護人に通常期待される合理的な弁護活動という客観的基準 (objective standard of reasonableness) に達していないこと、及び、手続の結果が弁護人の不十分な弁護活動がなけ

れば変わっていた相当程度の蓋然性（reasonable probability）があることを証拠の優越の程度に証明するように求める *Strickland* (*Strickland v. Washington*, 466 U.S. 668 (1984)) の証明責任を果たしていない」ことを理由付けを示さずに結論付けた。この点、補足意見では、Andrus は、弁護人の不十分な弁護活動が Andrus に防御上の不利益をもたらした（prejudice）ことを証明できていなかったという理由付けが示されていた。合衆国最高裁判所はサーシオレイライの申請を認容した。

《判旨》破棄・差戻し（Per Curiam）

Andrus が *Strickland* の下、弁護人による弁護活動が不十分であったことを証明しているのは記録上明白であるが、CCA が、不十分なこの弁護活動が Andrus に防御上の不利益をもたらしたことを Andrus が証明しているか否かという2つ目の問いを適切に検討していなかったであろうと当法廷は結論を下す。

弁護人による効果的でない弁護活動に関する第6修正上の主張を行うに当たって、被告人は、弁護人の弁護活動が不十分であること、及び、弁護人の不十分な弁護活動が被告人に防御上の不利益をもたらしたことを証明しなければならない。弁護活動の不十分性を証明するに当たって、被告人は、弁護人の弁護活動が弁護人に通常期待される合理的な弁護活動という客観的基準に達していないことを証明しなければならない。又、防御上の不利益を証明するに当たって、被告人は、職業基準に達しないような弁護活動の瑕疵がなければ、手続の結果は異なるものになっていただろうという相当程度の蓋然性があることを証明しなければならない。

Andrus の公判が開かれた際の支配的な職業基準の下、弁護人は「被告人の背景を徹底的に調査する義務」（*Porter v. McCollum*, 558 U.S. 30, 39 (2009)）がある。死刑事件を担当する弁護人は「合理的な調査を行う義務があり、特定の調査が不必要であるとする場合もその判断は合理的なものでなければならない」（*Wiggins v. Smith*, 539 U.S. 510, 521 (2003)）。弁護活動が効果的なものではなかった点が争われた事件において、調査しない

という具体的な判断は、「弁護人の判断に十分な重きを置いたうえで (applying a heavy measure of deference)」(Wiggins, 539 U.S., at 521-522), すべての事情を総合してその合理性を評価しなければならない。

本件において、人身保護手続での記録は、以下で示す3つの理由から、Andrusの弁護人による弁護活動がこの弁護人の職業上の義務を果たしていないことを明らかにしている。

第一に、弁護人は減軽事由に関する調査をほとんど行っておらず、減軽事由に関する膨大な証拠を見落としていた。弁護人が支配的な職業基準の下、客観的に合理的な判断を行ったか否かを評価するに当たって、Andrusの成育歴における減軽事由に関する証拠を提出しないという弁護人の判断を支える調査それ自体が合理的なものであるか否かを当法廷はまず問うことになる。本件において弁護人の調査が合理的なものでなかったことは明らかである。まず弁護人は証人を取調べ請求するに当たって、証人につきほとんど知らず、事前に証人の証言を精査することをしていなかった。又、弁護人は、母親や実の父親を除いて親族に会っていない等、幅の狭い情報原からAndrusの成育歴に関する情報を得たのみで、Andrusの悲惨な成育歴に関する数えきれない事情を調査し、証拠として提出することをしなかった。加えて、量刑調査専門の担当者が公判前に準備した資料等では、Andrusが精神衛生上の問題を抱えている点が指摘されており、さらに調査を行う必要があることが示されていたにもかかわらず弁護人は調査をしなかったのである。要するに、減軽事由に関して証言させるために取調べ請求した証人に関しても、強力な減軽事由の証拠になったはずの、Andrusに関する多くの事情についても調査していないに等しい。弁護人が手を付けなかった減軽事由の証拠は膨大である。

減軽事由に関する豊富な証拠を弁護人が発見して提出しなかったことは、理由がある戦略上の判断ではなく、単に弁護人の無頓着に起因するものである。本件において弁護人は、有罪を認め減軽事由に関する審理に焦点を置く法廷戦術をとっていたことからこの弁護人の無為はより憂慮すべきものであるということが出来る。

第二に、弁護人が提出したわずかな証拠は、州側の加重事由に関する主張を強める結果となっている。このように加重事由のようにみえる証拠を弁護人が提出していることは、本件弁護人による公判での弁護活動と客観的に合理的な職業基準に適った判断との大きな隔たりを裏付けている。

Andrus の母親から引き出した証言はこの弁護活動の欠陥をもっともよく説明している。弁護人は、母親を証言台に立たせるために十分な準備をしておらず、母親の証言の真実性を確かめるために独自に調査を行っていなかった。Andrus の母親が協力的な証人でないことは量刑調査専門の担当者から警告を受けていたにもかかわらず、弁護人はこの警告を聞き入れなかった。さらに弁護人が十分な情報に基づかずに Andrus の母親を証人として取調べ請求したことは最終的に Andrus の証言自体を掘り崩すことになってしまった。母親の証言との不一致は、Andrus が嘘をついていることを示唆するという理解を陪審がしてしまった可能性があるが、弁護人はそれを払しょくしていなかった。加重事由にみえる証拠を示すようなこのような被告人側立証の展開は、弁護活動が憲法上瑕疵あるものであることを一層示している。

第三に、弁護人は州側の加重事由に関する証拠についての調査をしておらず、それによって、加重事由に関する証拠に反駁を加える機会を喪失することになった。このような無為は本件弁護人の弁護活動の欠陥をさらに深刻なものとしている。加重事由に関する主張で州側に求められているのは、Andrus が社会に対する将来の危険（future danger to society）を有していることを陪審に対して証明することにある。州側は、Andrus が矯正施設で職員に対して暴行や脅迫、排泄物を投げつける等の攻撃的な行動を行っていた点を指摘した。これに対して、弁護人が真摯に調査していれば、矯正施設での問題行動の実際を知ることができたであろうし、暴力的な成育環境にあったことを理解して、州が主張する加重事由に対抗することができたであろう。しかし、弁護人はこの加重事由の証拠をそのままにした。

州側はさらに加重事由として、Andrus が加重強盗に加担した疑いがあ

ることを挙げた。しかし、この事件は訴追されておらず、Andrusは犯罪への加担を強く否定しており、当初、これをAndrusに結び付けていた唯一の証拠である証人は後に前言を翻している。ところが、Andrusの関与を否定する重要な証拠を弁護人は調査していない。

テキサス州では将来の危険性という加重事由の認定が死刑量刑の第一の要件であるのに、弁護人はこの点に関する州側の主張に対抗する経路を絶っている。

弁護活動が不十分であるとされた場合、不十分なこの弁護活動がAndrusに防御上の不利益をもたらしたか否かが次に問われることになる。Andrusの死刑の量刑は全員一致での陪審による勧告が要件とされるので、本件において、弁護人による効果的ではない弁護活動がなければ、Andrusが死刑に値するか否かという争点において少なくとも1人の陪審が異なる判断を行う相当程度の蓋然性があつた場合にはこの基準が充たされることになる。Andrusがこの点についての証明を行ったか否かの評価は、公判及び人身保護手続で提出された減輕事由を総合し、加重事由に関する証拠と減輕事由に関する証拠を比較衡量してこれを行う。

Andrusは、CCAは、防御上の不利益の基準に関する審理を行わなかったと主張する。この点、AndrusのStricklandに関する主張を否定する簡潔な一文のみでは、CCAがStricklandの防御上の不利益の基準を検討していたか否かは明確ではない。

とはいえ、補足意見とは異なり、CCAの法廷意見の簡潔な判示は、Stricklandの防御上の不利益の基準について分析しておらず、又、Andrusが主張した、追加の減輕事由が陪審に及ぼした影響に関して検討するものでもなかった。明確なことは、補足意見の分析がCCAの多数とはならなかったことである。このことに照らすと、AndrusがStricklandの第一基準である弁護活動の不十分さについて証明できていなかったと単に結論付けたかもしれない。この結論は、すでに述べた通り、法律問題として誤りである。

減輕事由の証拠がAndrusの「責任非難」に関する陪審の評価を変えた

はずであるという *Strickland* の第二基準の判断は、公判の証明に新規の証拠が及ぼしたであろう影響の評価を必要とする。CCAがこの分析を適法に行っているか否かが明確でないため、破棄差し戻す。

アリトー裁判官の反対意見（トーマス裁判官，ゴーサッチ裁判官参加）

法廷意見によれば，CCAが *Strickland* の防御上の不利益の基準について検討していたか否かは不明確であることになる。しかし，これは，「弁護人の不十分な弁護活動がなければ，手続の結果が異なっていたであろう相当程度の蓋然性があること」「を証明する *Strickland* の基準を充足していない」（Appendix to Petition for Certiorari 7-8）というCCAの明示の判示に真っ向から反するものであり，私はこの争点をもう一度判断し直すように求める理由を見出すことができない。

法廷意見は，CCAが防御上の不利益の争点について判断していることを疑う理由を2つ示している。第一に，法廷意見は，CCAの法廷意見は，補足意見とは異なり，防御上の不利益が証明されていないと認定した理由を示していない点を指摘している。しかし，説明しなかったことは判断しなかったことと同じではない。

第二に，法廷意見は，防御上の不利益の基準について議論した補足意見はCCAの多数を形成できなかったと指摘する。しかし，このことは，CCAの多数を占めた裁判官たちが防御上の不利益の基準について判断していないことを示すものではなく，法廷意見のこの解釈を支持することはできない。

本件での申請人の主な主張は，当法廷が防御上の不利益の要件を欠くことで効果的ではない弁護活動の主張をしばしば否定しているため，*Strickland* の判断を修正するべきであるというものであり，防御上の不利益に関する争点がCCAで全く判断されなかったというものではない。

CCAの法廷意見には，防御上の不利益を否定する明確な判示があるだけでなく，この判示は本件記録に強く支えられている。防御上の不利益の基準を充たすには，量刑陪審の1人が異なった判断をしたはずだという相

当大きな可能性 (substantial likelihood) を証明しなければならない。この証明の成否では、新たに提出された減軽事由が州側が主張する加重事由より重みがあると評価される可能性が問われる。法廷意見は認識していないが、Andrus が残酷で、無分別に暴力的であり、刑務所の内外を問わず Andrus が出くわす者に重大な危険をもたらすことを示す圧倒的な証拠がある。法廷意見が整理した減軽事由に関する証拠となりうるものよりも多くの事情に照らして CCA は防御上の不利益の争点を評価しているのである。

《研究》

1. 本件争点について

合衆国最高裁判所は、第 6 修正により被告人には効果的な弁護を受ける権利が保障されているという立場を確立してきた¹⁾。弁護人による弁護活動の瑕疵のために効果的な弁護を受けることができなかったとして原判決の破棄を求める場合、後述するように合衆国最高裁判所は *Strickland* (*Strickland v. Washington*, 466 U.S. 668 (1984)) において、①弁護人による弁護活動が不十分なものであったこと、②弁護人の不十分な弁護活動が判決に影響を及ぼす程度に被告人に防御上の不利益をもたらしたことの 2 点を証拠の優越により立証するよう被告人に求めることになった。

本件において、被告人は死刑を量刑されたが、公判での弁護人が被告人の成育歴や病歴等につき十分な調査を行っていなかったために、減軽事由に関する証拠を提出できず、又、加重事由に対しても反証できなかった。そこで、このような本件の事情が上述した *Strickland* の 2 つの基準を充たすか否かが問題とされている。

2. 効果的な弁護を受ける権利の保障と権利侵害の判断基準

効果的な弁護を受ける権利を侵害されたか否かを判断する基準に関する

1) See, e.g., *Powell v. Alabama*, 287 U.S. 45 (1932); *Glasser v. United States*, 315 U.S. 60 (1942); *McMann v. Richardson*, 397 U.S. 759 (1970).

リーディングケースは *Strickland*²⁾ である。この事件は、被告人が謀殺や強盗等の罪につき有罪答弁を行い、前科がないこと、精神が極度の抑圧状態にあったこと等を述べたため、量刑聴聞において国選弁護人が、有罪答弁で述べた事実通りの認定がなされる方が被告人に有利と判断し、証人の申請も精神鑑定申請もしなかったところ、裁判所が加重事由に勝る減輕事由を認定できないとして被告人に死刑を量刑した事案である。合衆国最高裁判所はまず、効果的な弁護を受ける権利を侵害されたというためには、①弁護人の弁護活動が不十分であること、②弁護活動の不十分さが判決に影響を与えるほどの防御上の不利益を与えたこと、の2点を被告人は証明しなければならないとし、判断基準を示した³⁾（以下では①弁護活動の不十分性の基準を「第一基準」、②防御上の不利益の基準を「第二基準」とする）。さらに合衆国最高裁判所は、第一基準に関して、被告人は、弁護人の弁護活動が弁護人に通常期待される合理的な弁護活動という客観的基準に達していないことを証明しなければならないとし、この弁護活動に対する審理は、弁護人の活動に敬意を払ったものでなければならず、弁護人の行為が専門家に期待される通常の助力の範囲内であるという強い推定が働かされることになるとした。又、第二基準に関しても、被告人は、弁護人による職業基準に達しない瑕疵がなければ、手続の結果は異なるものになっていただろうという相当程度の蓋然性があることを証明しなければならないとした。合衆国最高裁判所は、この事件の事情の下では第一基準と第二基準の両者とも充たさないことは明らかであるという判断を示した。

本件のように、弁護人が事前に十分な調査を行わず、被告人の成育歴等

2) この事件の紹介・解説として、渥美東洋編『米国刑事判例の動向Ⅲ』（中央大学出版部、1994年）90頁（椎橋隆幸担当）、清水真「刑事弁護過誤の判定基準と救済措置（上）」獨協法学62号45, 52-53頁（2003年）、鈴木義男編『アメリカ刑事判例研究 第三巻』（成文堂、1989年）124頁（加藤克佳担当）、憲法訴訟研究会＝芦部信喜編『アメリカ憲法判例』（有斐閣、1998年）342頁（宮城啓子担当）を参照。

3) なお、両基準はいずれから検討してもよいとされている。See, *Strickland v. Washington*, 466 U.S. 668, 696-698 (1984).

の減刑事由を提出できなかったことに効果的な弁護を受ける権利の侵害が認められた事例として、*Wiggins* (*Wiggins v. Smith*, 539 U.S. 510 (2003))⁴⁾を挙げることができる。この事件では、謀殺の罪で被告人は訴追され、死刑を量刑された。公判において、被告人の弁護人は、被告人が謀殺を実行したことを主要な争点にするという法廷戦術をとり、量刑手続において被告人の成育歴等につき主張するつもりであると述べたものの、減軽事由に関する証拠を提出することはなかった。さらに、弁護人は、被告人の成育歴を調べるためのソーシャルワーカーが利用でき、そのために州の資金が利用可能であるにもかかわらず、これを失念していたと後に証言している。合衆国最高裁判所は、*Strickland*の第一基準に関して減軽事由を提出しなかったのは法廷戦術上の判断であったという主張がなされたのに対して、そもそも弁護人が合理的な専門的判断を下したかどうかの問題となり、減軽事由に関する証拠を提出しないという弁護人の判断を支える調査それ自体が合理的であったか否かを検討するべきであるとした。そして、弁護人は記録上、*Wiggins*の成育歴に関して、判決前調査が入手可能であり、又、社会保障局の記録を実際に入手していたが、この判決前調査と社会保障局の記録以上に調査の範囲を広げなかったことは、被告人の成育歴に関する記録を準備するように求める当時の州の職業基準にも、合理的に入手可能な減刑事由に関する証拠及び加重事由に反証するための証拠を発見するように努めることを求めるABAの弁護活動のガイドラインにも達しないものであり、この事件の弁護人の調査は合理的なものではなかったとされた。又、弁護人が入手していた情報に照らして弁護人が調査を中止するという判断をしたことは不合理であり、弁護人が徹底的な調査を行わなかったことは法廷戦術的な判断ではなく、単なる過失からなされたものであるとされた。さらに、*Strickland*の第二基準についても、陪審に示されなかった減軽事由は強力なものであり、これら減軽事由を考慮に入れて

4) この事件の紹介・解説として、清水真「刑事弁護過誤の判定基準と救済措置(下)」獨協法学65号27, 30-32頁(2005年)、藤原正範=前野育三=松村歌子・司法福祉学研究13号127頁(2013年)を参照。

いれば、陪審が異なる判断を行った蓋然性は十分であると結論付けている。

Wiggins 後に事前の調査が不十分であるとされ弁護権侵害が認められた事例として、*Rompilla* (*Rompilla v. Beard*, 545 U.S. 374 (2005)) と *Porter* (*Porter v. McCollum*, 558 U.S. 30 (2009)) を挙げることができる。*Rompilla* で被告人は謀殺の罪で有罪判決を受け、量刑手続において被告人が更生可能であること等の減刑事由に関する証拠が提出されたが、重罪での前科があること等の加重事由が減刑事由を凌駕するとされ死刑を量刑された。この事件で公判の弁護人は、学校、医療、刑務所での記録にみられる減軽事由に関する有益な証拠を発見できていなかったが、被告人や家族と面会を行い、3人の専門家との面談を行う等していたため、人身保護令状の手続で第6巡回区 Court of Appeals は本件では十分な調査が行われていたと結論付けていた。これに対して、合衆国最高裁判所は、死刑事件において、被告人やその家族が減刑事由に関する証拠がないことを示唆する場合であっても、量刑段階において加重事由に関する証拠として訴追側が高い確率で依拠すると弁護人が考える事柄に関して取得し吟味する合理的試みを行うことを弁護人は義務付けられているとした。そして、この事件で、被告人の前科に関する記録を十分に調査していなかった点に *Strickland* の第一基準での弁護活動の不十分さが認められるとした。すなわち、政府側が加重事由として前科に焦点を置くことは容易に想像でき、又、前科のような公的記録は容易に入手可能であったにもかかわらず、弁護人は検察官から警告されるまで前科記録を見ておらず、記録全体を精査していなかったとした。そして、*Strickland* の第二基準に関して、仮に前科に関する記録を入手していたら、弁護人が明らかにできなかった他の減刑事由に関する証拠の手がかりを発見しえ、減軽事由に関してさらに調査を行う必要性に気づいていたはずであるとし、この事件での弁護人による不十分な弁護活動は被告人に防御上の不利益をもたらすことになる結論付けた。

Porter で、被告人は謀殺の罪で有罪答弁を行い、量刑手続において弁護人は前妻を証人として召喚したのみで、精神障害に関する証拠を提出する

つもりであると述べたが結局それ以外の証拠を提出することなく、被告人は死刑を量刑された。合衆国最高裁判所は、*Strickland* の第一基準に関して、公判当時の支配的な職業基準では被告人の背景について弁護人は徹底的に調査しなければならないとされていたところ、公判弁護人は、量刑に関する事項について Porter と一度しか面会しておらず、さらに Porter の学校、医療、軍隊での記録を入手することも、家族と面会することもしておらず、気づくべき正当な調査のための手段を無視していたとされた。この点、弁護人は、被告人が調査に協力的ではなかったと主張した。しかし、合衆国最高裁判所は、この事情は調査を行う必要性を失わせるものではないとして、減輕事由に関する証拠を提出しなかったことも、調査をしないという判断を行ったことも職業基準を充たすものではないと判断し、弁護人による弁護活動の不十分さを認めている。*Strickland* の第二基準に関しても、この事件では圧倒的な減輕事由に関する証拠が見落とされており、異なる結論に至る可能性があったとし、第二基準の充足も認めるに至っている。

このように先例においては、どのような法廷戦術をとるかにかかわらず、その弁護人の判断の前提となる成育歴等の被告人の背景につき十分な調査を行っていなければ、*Strickland* の第一基準である弁護活動の不十分さが認められることが確立されてきたといえる。そして、この調査の欠陥により減輕事由に関する証拠が適切に提出されなかった場合には *Strickland* の第二基準である防御上の不利益が認められうるという立場が示されている。

第一基準である弁護活動の不十分さを判断するうえで指針となる職業倫理基準として、しばしば判例で依拠されていたのは ABA の倫理基準である。ABA の倫理基準⁵⁾は、罪責の有無の認定手続及び量刑手続に関する争

5) ABA, Guidelines for the Appointment and Performance of Defense Counsel in Death Penalty Cases, 10.7 (2003) (https://www.americanbar.org/groups/committees/death_penalty_representation/resources/aba_guidelines/2003-guidelines/2003-guideline-10-7/ (2023年1月閲覧)).

点について徹底的で、かつ、独立した調査を行うよう弁護人に求めている。この量刑段階における調査は、依頼人の意向にかかわらず実施しなければならないとされている。さらに、死刑事件に関しては、州ごとにガイドラインが設定されており、本件で問題となるテキサス州のガイドラインでは、ABAと同様に、徹底的で、かつ、独立した調査を行うよう弁護人に義務付けている⁶⁾。そして、量刑段階の調査に関しては、①性格証人や家族関係に関する証拠、その他軍隊、学校、病院、職歴等の減刑事由になりうる関連する記録、②精神状態に関する専門家証人、③政府側の主張に反証するための証人、④被告人の証言、⑤政府側の証人に対する反対尋問、等につき調査するように求めている⁷⁾。

3. 本件判断の検討

本件法廷意見は、①公判での弁護人がほとんど調査を行わず、減軽事由に関する圧倒的な証拠を見落としていたこと、②被告人に不利な証拠を提出してしまっていること、③州側の加重事由に関する証拠を調査しておらず、州側の証拠に反証できなかったことを挙げ、本件弁護人の弁護活動は職業基準に達するものではなく、*Strickland*の第一基準である弁護活動の不十分さが認められると判断した。適切な調査がなされなかったことから減軽事由に関する証拠が提出されなかった点に弁護活動の不十分性を認めた *Wiggins* 及び、適切な調査がなされなかったことから加重事由に関する証拠に十分に反証できなかった点に弁護活動の不十分さを認めた *Rompilla* があることに照らすと、本件法廷意見はこれら先例の立場に従って本件において第一基準である弁護活動の不十分さを認めたものと解することができる。そして、法廷意見は、CCAの簡潔な判示からは、*Strickland*の第二基準である防御上の不利益について検討していたかどうかは明確ではない

6) State Bar of Texas, GUIDELINES AND STANDARDS for TEXAS CAPITAL COUNSEL, 11.1 (2006) (https://www.americanbar.org/content/dam/aba/administrative/death_penalty_representation/Standards/State/texas-bar-association-adopted-version-of-aba-guidelines.pdf (2023年1月閲覧)).

7) *Id.*

として、本件を破棄・差し戻している。一方で、反対意見は、CCAは防御上の不利益の基準を含め判断しているとし、法廷意見のCCAの判断内容の見方に疑問を呈している。

法廷意見と反対意見はCCAの *Strickland* の第二基準に関する判断の捉え方に違いがあるが、このような相違は、本件事情のうち何を重視するののかの見方の違いによるものであると思われる。反対意見は、本件において加重事由が圧倒的であった点を重視している。すなわち、反対意見の立場は、本件においては多くの加重事由がみられ、提出されなかった減軽事由を踏まえても Andrus が死刑を量刑されたという結論に変化はなく、したがって、少なくとも *Strickland* の第二基準である防御上の不利益の基準は充たさないという判断を前提としているように思われる。これに対して、法廷意見は、本件の弁護人の弁護活動の不十分さが重大なものであった点を重視している。法廷意見が強調しているように本件では、弁護人の調査不足を起因として、Andrus の成育歴や精神疾患等の圧倒的な減軽事由が提出されておらず、又、加重事由に関しても反証を行えなかったという事情がある。したがって、法廷意見の立場によれば、この不十分な弁護活動がなければ、陪審が Andrus に死刑を量定しなかった蓋然性は十分認められるものといえることになる。しかし、CCAは *Strickland* の第一基準を充たさないと判断しているのか第二基準を充たさないと判断しているのか、あるいはその両者であるか、その簡潔な判示からは判明せず、したがって、第二基準を充たしているかを判断するように本件を破棄・差し戻しているものと解することができる。

本件反対意見の立場では、加重事由が圧倒的であることから *Strickland* の第二基準を充たさないとして、法廷意見のように *Strickland* の第一基準である弁護活動の不十分さを検討することなく、簡潔に判断できる事例であると本件を捉えることができる。この反対意見の立場のように、*Strickland* の基準の下では、加重事由に関する証拠が圧倒的にある場合、防御上の不利益の基準のみが検討されることになりうる。このような判断手法の下、弁護活動の不十分さが適切に検討されることなく、効果的な弁護に

関する主張が退けられることに関しては、被告人が十分な救済を受けることができない⁸⁾、弁護人の不適切な行為が批判されない結果弁護人の専門性が向上されない⁹⁾等と批判がなされてきた。

本件法廷意見は、上述したような反対意見の立場とは異なり、たとえ加重事由に関する証拠が圧倒的にみられたとしても、弁護活動の不十分性の基準を判断するように求めたものであると捉えることができる。これは、不適切な弁護活動を是正する役割を果たす *Strickland* の第一基準の意義を改めて強調するものであるだろう。

法廷意見が指摘しているように、本件では、弁護人が成育歴や精神疾患に関する調査を行わなかったことから、多くの減輕事由が陪審に提示されない状態に至っており、加えて、調査不足を理由に加重事由に関しても十分な反証を行えなかったという事情が認められる。このように法廷意見は本件において複数の事情から弁護活動の不十分さを指摘しており、本件での弁護活動が不十分である程度は前述した *Wiggins* 等の先例と比べても大きいように思われる。又、本件法廷意見は特に言及してはいないが、本件の弁護活動は量刑手続において被告人の成育歴等の減輕事由及び加重事由に反証するための証拠について徹底的かつ独自の調査を行うように求める前述した ABA や州の刑事弁護の職業基準にも明白に反するものであるといえる。したがって、法廷意見はこのような重大な弁護活動の瑕疵が判決に影響を及ぼしたか否かをより慎重に判断するように求めたと考えることができる。

さらに、以上述べてきたような本件法廷意見の判断の背景には本件が死刑事件であることも関連するように思われる。他の刑罰とは全く性質の異なる死刑に関する事件において、合衆国最高裁判所はより手厚い保護を及ぼし、より慎重な判断を行うように求めてきた¹⁰⁾。本件において弁護人が

8) 渥美・前掲注 (2) 104頁。

9) Meredith J. Duncan, *The (So-Called) Liability of Criminal Defense Attorneys: A System in Need of Reform*, 2002 BYU L. Rev. 1, 20-21 (2002).

10) 小早川義則『デュー・プロセスと合衆国最高裁Ⅲ』（成文堂、2013年）275頁

十分な調査を行わなかったために被告人は減軽事由に関する証拠をほとんど提出できず、又、加重事由に関しても反証を行うことができていなかった。これは、被告人は死刑事件において自身の主張を十分に吟味してもらう公平な機会を与えられていなかったと捉えることができる。反対意見が主張するように結論に変化はなかったかもしれないが、本件法廷意見は手続面を重視し、本件の弁護活動の不十分性を特に問題視したものであると考えられる。裏を返せば、これは死刑事件において弁護人は被告人の成育歴等について十分に調査し、充実した弁護活動を行うように積極的に行動することを合衆国最高裁判所が求めているものとみることができであろう。

なお、本件は、合衆国最高裁判所の破棄・差戻しを受けたCCAが、防御上の不利益の証明を要求する *Strickland* の第二基準の充足がないとして、州の人身保護請求を棄却している¹¹⁾。Andrus は合衆国最高裁判所にサーシオレイライの発給を申請したが、合衆国最高裁判所はこれを退けている¹²⁾。

4. 本件の意義

本件は弁護人が十分な調査を行わなかったために減軽事由に関する証拠を提出できなかったという事案につき、*Strickland* の第一基準の充足を認め、第二基準につき判断を行うようにCCAに事件を差し戻した事例であった。弁護活動を行う前提として、被告人の成育歴等につき十分な調査を行うよう弁護人は求められることがこれまでの先例や職業倫理基準により確立されてきたが、本件はこのような先例の流れに沿い、死刑事件においてこのような調査を行う必要性を改めて強調したものであると捉えられる。

以下、椎橋隆幸編『米国刑事判例の動向V』（中央大学出版部、2016年）vii～viii頁を参照。

11) *Ex parte Andrus*, 622 S. W. 3d 892 (2021).

12) *Andrus v. Texas*, 596 U.S. ____ (2022).